

# 吹田市訪問介護等サービス提供体制確保支援事業補助金 Q & A

1. 全般		
No.	質問	回答
1	対象となるサービス種別は何か。	訪問介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所及び夜間対応型訪問介護事業所です。
2	対象となるサービス種別のうち、対象外となる事業所は何か。	次のいずれかに該当する事業所は、対象外です。 (1) 補助対象経費が生じた時点において、介護保険法に基づく指定を受けていない事業所 (2) 交付申請時点において、休止又は廃止されている事業所 (3) 補助対象事業について、国、地方公共団体等による他の補助金等の交付を受けている事業所 (4) 令和8年4月1日から9月30日までの期間において、同一建物減算が適用されている事業所（判定期間：令和7年9月1日から同年2月末日）
3	訪問介護と定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護だと、「訪問介護員等」の細かな定義が異なるが、補助対象になるのは、それぞれの基準における「訪問介護員等」に限るのか。	経験年数が短い訪問介護員等への同行支援を除き、補助対象をそれぞれの基準における「訪問介護員等」に限る必要はありません。このため、特に研修体制の構築の支援など、訪問介護員等の資格を持たない事務職員等を対象にすることもできるものの、まずは訪問介護員等を対象とするのが基本です。
4	対象となる事業期間はいつからいつまでか。	対象となる事業実施期間は、令和8年4月1日から令和9年1月31日までです。令和9年1月31日までに支払いを完了してください。（支払いしたことがわかる領収書等を、事業完了報告書に添付する必要があります。）
5	補助基準額は、1法人あたり・1事業所あたりのどちらか。	1事業所あたりの補助基準額となります。補助金申請は事業所単位ですが、申請者名は法人となります。
6	吹田市以外の市で事業所を運営しているが申請しても良いか。	申請できません。吹田市内に所在する事業所のみを補助対象としています。
7	実績報告はいつ提出すればよいか。	各種補助事業がすべて完了した後、令和9年2月26日までに、実績報告書（様式第7号）及び添付書類をご提出ください。
8	支払いに商品券やポイントを利用した場合は補助金額はどうか。	店舗やクレジットカード等のポイントやクーポンは対象外となり補助対象にはなりません。従いまして商品代金からポイント値引き分を差し引いた金額が補助対象となります。商品券は現金扱いとなり、補助対象となります。 (例) モニター金額 10000円、ポイントを500円分使用して購入した場合 10000円－500円＝9500円（申請する補助対象額） ただし、1000円未満は切り捨てとなりますので、9000円が実際にお振込みする補助金額となります。
9	申請した金額は全額受け取れるのか。	本事業は国の補助金を活用した事業であり、予算に限りがあります。予算額を上回る申請があった場合、申請額を下回る交付決定額になるなど、ご希望に添えない場合があります。
10	複数種目について申請することはできるか。 (例：研修体制づくりの支援と広報活動に関する支援)	申請できます。 ただし、1事業所あたりの補助上限額は50万円です。
11	本事業による補助金を、介護職員の賃金改善に充てることはできるか。	賃上げに充てることはできません。
12	他の補助金との併用は可能か。	他の補助金と併用することはできません。 ただし、「研修体制の構築の支援」については、「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」と一部内容が重複している。それぞれの事業目的に合致している場合、必要な額の限りにおいて一の事業所に対して重複して支給することが可能です。
13	障害福祉サービスの居宅介護事業所の取組は補助対象となるか。	障害福祉サービス事業は補助対象外となります。ただし、訪問介護事業所と居宅介護事業所を一体的に実施している場合、訪問介護事業所の取組については補助対象となります。
2. 研修体制づくりの支援		
No.	質問	回答
14	どのような研修が対象となるか。	訪問介護サービスの従事に必要な介護職員初任者研修、介護福祉士実務者研修、生活援助従事者研修や介護職員のスキルアップのための研修について広く対象とします。ただし、介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修については、吹田市や大阪府の補助制度により受講費用が減免される場合がありますので、本事業の交付事前申請前に必ずご確認ください。
15	他の補助金や助成金をうけている場合も併用は可能か。	併用はできませんので、対象経費として申請する場合は十分ご注意ください。特に介護職員初任者研修・介護福祉士実務者研修については、吹田市や大阪府の補助制度により受講費用が減免される場合がありますので、本事業の交付事前申請前に必ずご確認ください。

16	どのような経費が対象となるか。	研修カリキュラムの作成等に必要なアドバイザーや研修講師への謝礼、交通費のほか、研修の受講に必要な受講料、交通費、教材費等も含め、広く対象とします。
17	研修に使用するテキストや書籍の購入費用も補助対象となるか。	補助対象となります。
18	事業所が主体的に実施する研修に係る経費だけではなく、別団体等が実施する研修会に職員を参加させ、その費用を事業所が負担する場合も対象となるのか。	事業所が主体的に研修を開催する場合及び外部の研修に参加する場合のいずれも補助対象となります。
19	研修受講にかかる費用について 補助対象は、訪問介護員等に限るのか。	主として、訪問介護員等を対象とします。 ただし、訪問介護員等ではない事務職員が訪問介護員等を目指すために受講する研修や、管理者等が事業所のキャリアパスの構築のために受講する研修は対象とします。
20	オンライン研修に用いるモニターを購入する場合など、補助金を用いて購入した備品等が、事業の目的外にも使用できる性質のものである場合、補助対象経費とすることができるのか。	事業により取得した、価格が単価50万円以上の機械等の財産を除き、この補助金の交付の目的に反して使用することを妨げないこととしており、補助対象とすることは可能です。ただし、既存設備の更新、買い替えは除きます。

### 3. 経験年数の短い訪問介護員等への同行支援

No.	質問	回答
21	「経験年数が短い」とは、具体的にどの程度の期間をいうか。	原則として、訪問介護員として勤務した経験年数が1年未満であり、かつ当該事業所で勤務した期間が1年未満である者を対象とします。
22	自法人内の訪問介護以外で勤務していた者が、異動で初めて訪問介護を行う場合も含まれるか。	異動により初めて訪問介護を行う場合も対象となります。
23	雇用保険を結んでいない方や、訪問介護に興味のある方に現場を体験してもらう際に同行する費用等は対象となるか。	雇用契約を結んだ訪問介護員等に対する同行支援を想定しているため、職場体験やインターンシップ等に対する同行は対象外です。
24	経験年数が短い訪問介護員等への同行支援について、単発バイトや短期間雇用の職員への同行は対象となるか。	職場定着も事業目的のひとつであるため、半年以上の雇用契約のある職員を対象とします。
25	介護予防・日常生活支援総合事業（訪問型サポートサービス）の利用者宅に同行支援した場合、補助対象となるか。	介護予防・日常生活支援総合事業は、補助対象となりません。
26	移動時間は同行支援に要した時間を含むのか。	含みません。サービスの提供を開始した時間から終了までの時間となります。
27	吹田市外へのサービス提供に同行した場合は補助対象か。	補助対象外です。
28	同行訪問に要した経費はどのように算出するのか。	同行訪問に要した時間に応じて、30分未満の場合は2,500円、30分以上は4,000円の補助基準額を実支出額として算出いただきます。経験年数の短い訪問介護員等1人につき、合計30回が上限です。 なお、対象者に応じて同行訪問が必要な回数は、各事業所が適切に判断するものとします。また、厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成27年厚生労働省第94号）三に規定する利用者に対し、2人の訪問介護員等により訪問介護を行い、所定単位数の100分の200に相当する算定している場合、本経費の対象とはなりません。

### 4. 経営改善の支援（事業所が個別に委託等をする経費の補助）

No.	質問	回答
29	経営改善のためのシステム導入費は補助対象か。	補助対象外です。訪問介護等サービス事業所の経営改善に資するコンサルタント事業者等への委託や事務作業を行うための臨時職員雇用による経費のみを補助対象としています。
30	各種加算の新規取得のため、臨時職員を雇用し、委託せずに直営で実施する場合は対象となるのか。	直営で実施する場合も対象となりますが、新たに臨時職員を雇用する場合に限り、既存職員の賃金等については対象外とします。
31	訪問介護等事業所が個別に事務作業を行うための臨時職員を雇用することも可能とあるが、指定申請や報酬請求等を行うための事務員等の雇用に係る費用も対象となるのか。	指定申請や報酬請求等を行うための事務員等の雇用に係る費用も、本補助金の対象となります。
32	事業所が個別にコンサルタント事業所と契約するにあたり、1年分の年間契約を行い、補助対象期間外（交付決定前や翌年度）が含まれる場合、補助の対象となるか。	支払のタイミングによって以下のとおりとなります。 ① 令和8年4月1日より前に、1年分の契約金額をまとめて支払っている場合 →補助対象期間前に支払い済（事業実施済）となるため、補助対象外 ② 毎月の分割支払の場合 →令和8年4月1日から令和9年1月31日までの事業実施分のみ補助対象 ③ 令和8年4月1日以降に、1年分をまとめて支払っている場合 補助対象期間内の事業については対象となるため、按分で補助となる。 (例) 令和8年10月～令和9年9月の年間契約で、契約金が30万円前払いの場合 補助対象期間：令和8年10月～令和9年1月の4ヶ月分 補助額：30万円/12×4＝10万円

5. 広報活動に関する支援		
No.	質問	回答
33	補助対象となるものの例は。	<p>ホームページの開設・改修            広報宣材（リーフレット・チラシ等）の作成・印刷等の広報に関する経費            広報宣材の他にポスティング業者への委託費            地元新聞等及び新聞折り込み広告等への求人広告掲載費            人材紹介会社等に対して支払う広告掲載に係る費用            外部団体等へホームページの作成を依頼する場合や、外部の広報サービスを利用する場合の費用 など            ※ いずれも介護人材・利用者確保を目的とするもの</p>
34	補助対象とならないものの例は。	<p>人材紹介会社に対する紹介手数料（採用された際の成功報酬）            ポスティングを自ら行うために必要な自転車や原付等の購入費 など</p>